

令和2年(2020年)5月25日

生徒・保護者 様

柳井学園高等学校
校長 家入 林太郎

学校教育活動の再開に向けた本校の対応及び生徒の皆さんへの注意事項について

国の緊急事態宣言も、山口県については解除され、本校も予定通り5月25日から、学校教育活動を再開いたしました。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、引き続き感染予防・感染拡大防止の徹底が求められているところであり、学校としても万全を尽くしていきたいと考えております。

特に、授業など、教育活動のために、長時間、一定の場所で生徒の皆さんが生活する学校においては、学校の組織的な取組と生徒・教職員一人ひとりの「行動変容」や「行動自粛」が強く求められます。

本校では、学校の再開にあたり、令和2年5月1日に策定した本校の新型コロナウイルス感染症対応計画(学校ホームページ掲載)に基づき、次のような対応をすることとしていますので、御理解、御協力をお願いします。(以下、生徒・保護者のみなさんに特に御留意いただきたいことを下線で示しています。確認をお願いします。)

1 登校時の検温と健康観察、発熱時等の自宅での休養、欠席の取り扱い

- (1) 御家庭で必ず検温して登校してください。平熱でない場合、学校に連絡の上、登校しない(させない)ください。
- (2) 検温せずに登校した生徒は、会議室で検温してHRに入ってください。
- (3) 登下校時にもマスクを着用するなど、感染の防止・拡大予防に努めてください。
- (4) 毎朝のSHRで健康調査を行います。
- (5) 次の場合で、所定の要件を満たす場合は「出席停止」としますので、必ず学校に連絡をしてください。
 - ・発熱等の風邪の症状がみられる場合、感染が判明した場合、
 - ・濃厚接触者に特定された場合 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間が基準
- (6) 学校において発熱等の風邪症状が出た場合、保護者に連絡し、早退させます。この場合も「出席停止」となります。また、早退後、病院で受診する場合は、受診前に保護者から病院へ連絡していただき、受診が可能かを確認してください。

2 手洗いの励行、消毒等

- (1) 流水・石鹸等による手洗いの励行を指導しますので、御家庭でも御協力をお願いします。
- (2) 毎日、窓・ドアノブ等、生徒の手にふれやすい箇所を消毒します。

3 3つの条件「換気の悪い密閉空間」「多くの人密集」「近距離での会話や発声」が同時に重なる場を避ける方策の実施

- (1) 休憩時間(毎授業終了後)及び授業中に一回の換気を必要に応じて行います。
- (2) 学校ではマスクを着用することとします。このため、しばらくの間、毎日、マスクを持参してください。なお、体育や部活動等、生徒の間隔を十分に確保するなど、感染リスクを避けた上でマスクを着用せずに活動することがあります。

(3) 一部の実技指導などは、授業の内容を入れ替えるなどの工夫を行います。

4 部活動について

裏面「新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意した部活動の実施について」の留意事項を踏まえ、実施します。確認していただき、御理解、御了解の上、活動に参加してください。